# ですか? 第8回特別弔慰金の請求はお済

# 市民生活課

 $\frac{9}{7} \frac{3}{3} - \frac{5}{4} \frac{4}{8} \frac{8}{7}$ 

戦没者の死亡当時のご遺族で平成17

だ請求手続きをしていない方はお急ぎ で特別弔慰金を請求していた方で、まだ 年金等を受ける方がいない場合に第8 年4月1日において公務扶助料や遺族 請求していない方や新規該当者等でま [特別弔慰金が支給されます。これま

【**支給対象者】**対象となるご遺族は次の お問合せください

名国债

|支給内容||額面40万円、10年償還の

委員選挙人名簿を調製します。農家は

名簿に漏れがなく正しく登録されてい

右記以外の①父母 4兄弟姉妹 ①父母②孫

4

③ 祖 父 母 親族(甥姪·叔父叔母等) 生計をともにしていた三親等内の ④兄弟姉妹

5

 弔慰 金受給者 で、かつ戦没者と氏が同じである

者等の死亡時まで引続き1年以上 右記ーから4以外のご遺族で戦没

戦没者と生計をともにしていた方 ③ 祖 父 母

# 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会 **5**973-4332

の申請に基づいて、農業委員会の意見を 参考にし、1月1日現在の農業委員会 選挙管理委員会においては、農家から ご注意ください り権利が消滅することになりますので の期日内に請求を行わないと、時効によ 【請求期限】平成20年3月31日です。(こ

手続きしていない小作農家は該当しま

縦覧場所 市選挙管理委員会

「縦覧期間」 2月2日から3月8日まで

順番による先順位のご遺族一人です。

# ◆消費者相談

◆市民無料法律相談

き】毎週水曜日 午前10時~午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

ありますので予めご了承ください。

◆人権·行政合同相談所

き】2月18日(月)

# 【人権相談】

[2

※先着8名

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困 りの方。

【ところ】 勝連庁舎1階社協会議室(人権)・ボランティア室(行政)

うるま市民無料相談所の開設

うるま市顧問弁護士: ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士 き】毎月第2木曜日 午後2時~午後4時

【ところ】石川庁舎(1階市民相談室)

【ところ】本庁(1階市民相談室)

付】市民ロビー 午後1時受付開始

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。 なお、窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合が

き】毎月第4木曜日 午後2時~午後4時

午後1時から受付カードを配布しますが、各相談所とも先着8

午前10時~午後4時

# 【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

マルチ商法やSF商法(沖縄では「ハイハイ学校」)などの悪質商法、 架空請求や金融問題(多重債務)等に対するトラブル等について消費生 活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先:市民生活課 ☎ 973-5487

# ダイレクトメールを使った 「海外宝くじ」に注意!

1) 申し込んでもいないのに「当選した」、「当選確実!」等 という甘い話に乗らない。

2) 信用できない相手にはクレジットカード番号等を絶 対に教えない。

- 3) 申し込むと更なる情報漏洩の可能性があるので電 話番号等を教えない。
- 4) 国内での取引は刑法187条の違法行為にあたるの で絶対に申し込まない。

海外宝くじや、悪質商法等の相談は、毎週水曜日 午前10時~午後4時の【うるま市消費者相談】へ